○総務省告示第二百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第23号　無線設備の規格コード	**別表第23号**　無線設備の規格コード
項目 / コード	項目 / コード
［略］ / ［略］	［同左］ / ［同左］
設備規則第49条の24第５項に規定する携帯移動地球局の無線設備 / ＩＭＧＳＰＳ	設備規則第49条の24第５項に規定する携帯移動地球局の無線設備 / ＩＭＧＳＰＳ
設備規則第49条の24第６項に規定する携帯移動地球局の無線設備 / ＩＭＩＯＴ	［同左］ / ［同左］
［略］ / ［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

その他告示

○内閣府告示第百三号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第九十一号の一部を次のように改正し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分	一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分
番号 / 名称 / 区域	番号 / 名称 / 区域
［略］	［同上］
十一 / 障子山航空保安無線所、大湊地区総監部、大湊弾薬整備補給所、芦崎貯油所、大湊衛生隊診療所、大湊航空基地、大湊分屯基地 / 青森県むつ市	十一 / 障子山航空保安無線所、大湊地方総監部、大湊弾薬整備補給所、芦崎貯油所、大湊衛生隊診療所、大湊航空基地、大湊分屯基地 / 青森県むつ市
［略］	［同上］
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第一号の表中番号百五十五の項の区域　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該区域の図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。）